（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

第十八条第二項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の二」に改める。

第百十六条第一項の表中「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十二年四月」を「令和三年四月」に、「平成三十三年三月」を「令和四年三月」に、「平成三十四年四月」を「令和四年四月」に、「平成三十五年三月」を「令和五年三月」に、「平成三十五年四月」を「令和五年四月」に、「平成三十六年三月」を「令和六年三月」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

第十七条第二項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の二」に改める。

第百十八条第一項の表中「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十二年四月」を「令和三年四月」に、「平成三十三年三月」を「令和四年三月」に、「平成三十四年四月」を「令和四年四月」に、「平成三十五年三月」を「令和五年三月」に、「平成三十五年四月」を「令和五年四月」に、「平成三十六年三月」を「令和六年三月」に改める。

（国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第三項から第六項までの規定中「平成三十一年八月」を「令和元年八月」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、同条中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「〇・九八三」を「〇・九八六」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三号

平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

本則中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、本則の表中「一・二二二」を「一・二二三」に、「一・二三二」を「一・二三三」に、「一・二五七」を「一・二六〇」に、「一・二六三」を「一・二六六」に、「一・二六九」を「一・二七二」に、「一・二七九」を「一・二八二」に、「一・二九三」を「一・二九六」に、「一・二九一」を「一・二九四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　令和二年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三